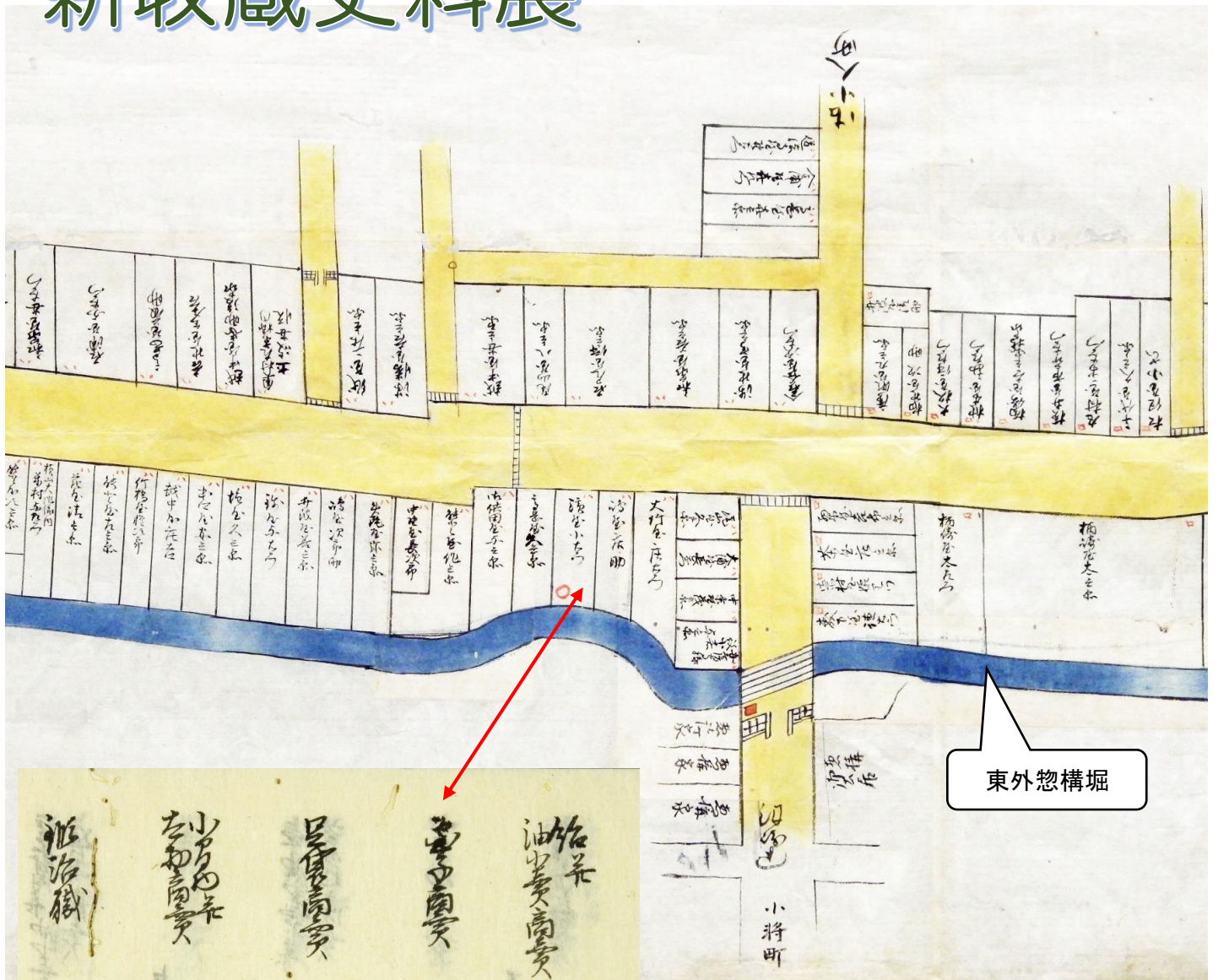
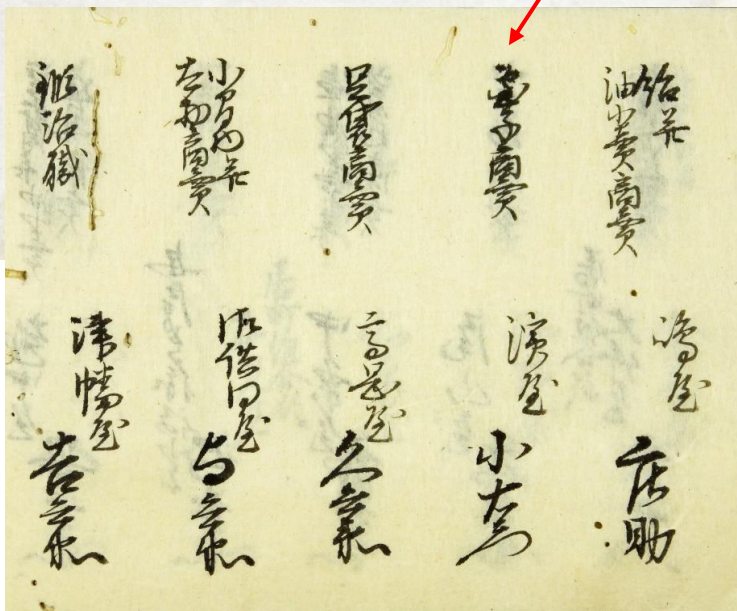


# 新収蔵史料展



東外惣構堀



「上材木町絵図」(49.21-4)

令和元年12月17日(火)  
～令和2年1月26日(日)

「上材木町名帳」(090-1034④)

# 浜屋文庫展

玉川図書館近世史料館

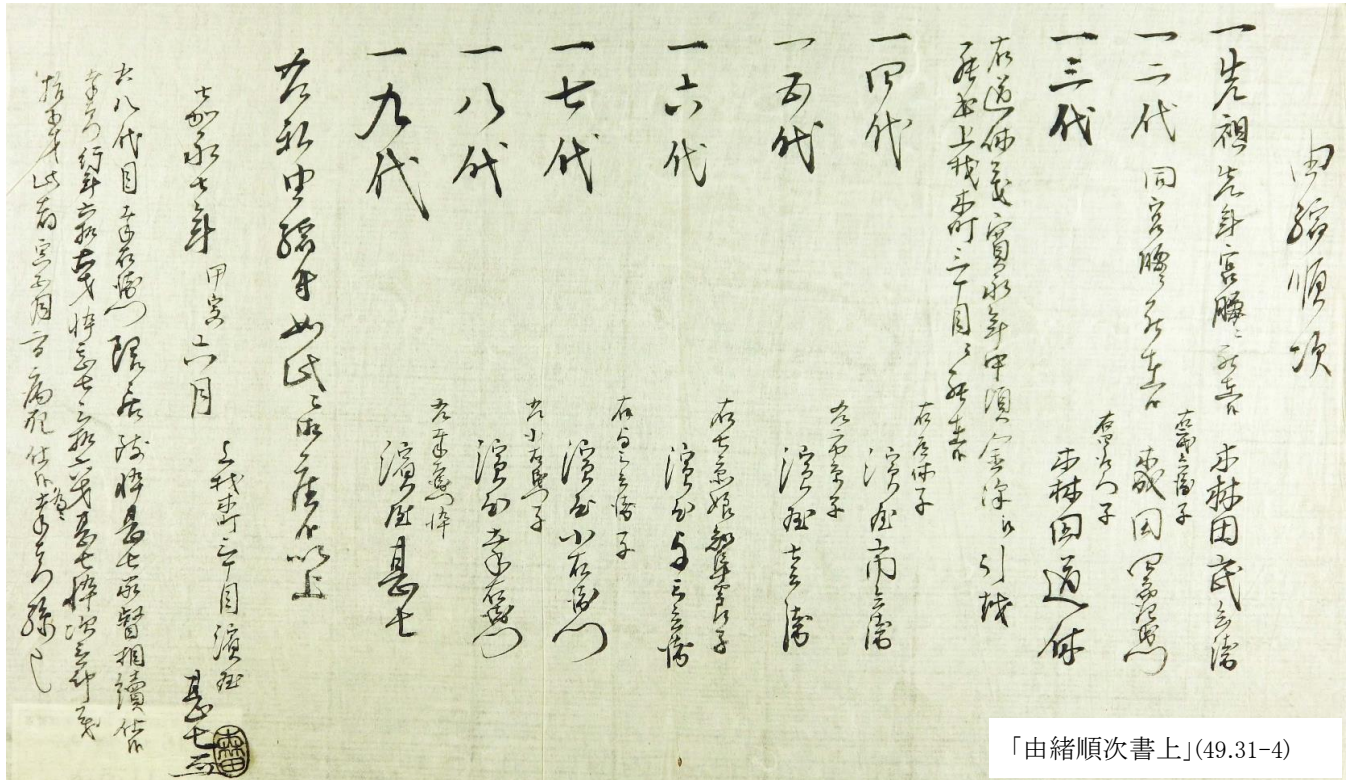
## はじめに

平成30年に目録を刊行し、史料を公開しました浜屋文庫(文庫番号 特49)は、文化8年(1811)には金沢城下の本町である上材木町で「団子商売」(『金沢町名帳』)を営んでいた「浜屋小右衛門」家に伝わった町人文書です。

史料総数は313件451点、慶長期から昭和期までの史料がありますが、多くは藩政末期から明治期のものです。藩政期については、ほぼ全時期にわたり史料が確認できますが、「団子商売」関係の史料は少なく、質商売などの金融関係の町人文書が主体です。明治期以降は、菓子商売関係の史料が多くなります。

本展示では、浜屋文庫の商売関係の史料を中心に紹介します。

## 浜屋の由緒



「由緒順次書上」(49.31-4)

浜屋は屋号であり、苗字は森田です。遺された史料によると、初代武兵衛・2代四郎左衛門は金沢城下の外港である石川郡宮腰(現金沢市金石町)で材木や御蔵米の運送に関わる御用商人でした。3代道休は寛永年中に金沢上材木町に引っ越し、屋号を「浜屋」とし麦商売を営みました。その後、4代市兵衛、5代七兵衛、6代与三兵衛、7代小右衛門、嘉永7年(1854)に亡くなった8代幸右衛門と続きます。9代甚七の時に明治を迎えますが、幕末には上材木町の組合頭(町役人)を勤めています。そして、明治7年(1874)頃嗣いだ10代次郎吉(治郎吉)、11代小三郎と続きます。

浜屋は森田武兵衛を祖とする家ですが、森田武兵衛を祖とする家が他に金沢と越前三国にあります。金沢の家は武家で、由緒帳(「森田常太郎」)では12世祖父武兵衛は、越前にいましたが前田利家に400石で召し出され、大野浦(宮腰)に居住し「海賊改役」を勤め、慶長14年(1609)に隠居し、元和4年(1618)に亡くなったと記されています。次代の馬左衛門は、武兵衛の隠居前に150石で召し出され、父の隠居後は合わせて550石の藩士となり、以後幕末まで続いています。三国の森田家は有力な問丸(運送業者)で、「森田家系譜」(森田文書『三国町史料—海運記録—』)では武兵衛の次男三郎左衛門道空を「越前森田氏ノ先祖」とし、長男武兵衛を「加州森田氏ノ先祖」と記されています。

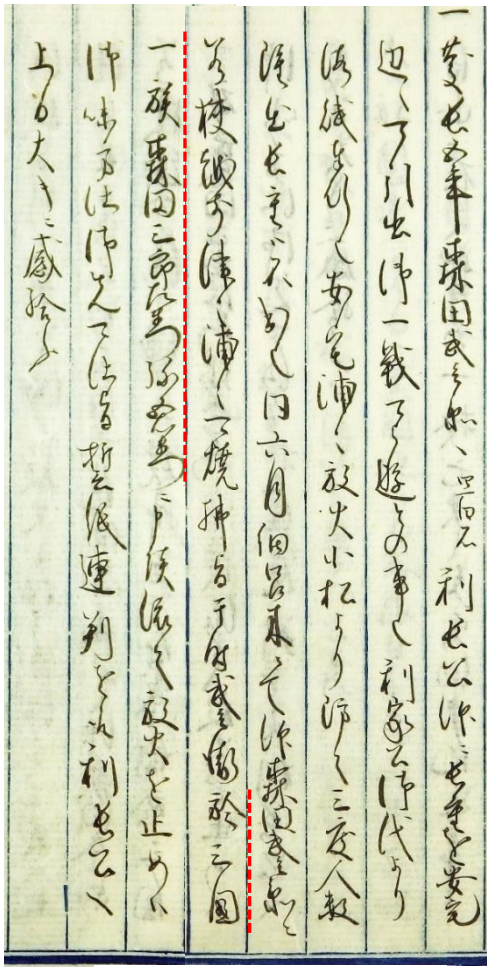
加賀(2家)と三国の森田家の関係について明確な史料はありませんが、「続漸得雑記」には利長の命を受けた武兵衛(利家召出400石)が、三国において「一族森田三郎左衛門(道空嫡子)・弥五右衛門(道空次男)ニ申談」とあり、一族である事が記されています。この森田弥五右衛門には元和5年舟役免許に関する「前田利光(利常)黒印状」(森田文書)が出されています。

宮腰の森田

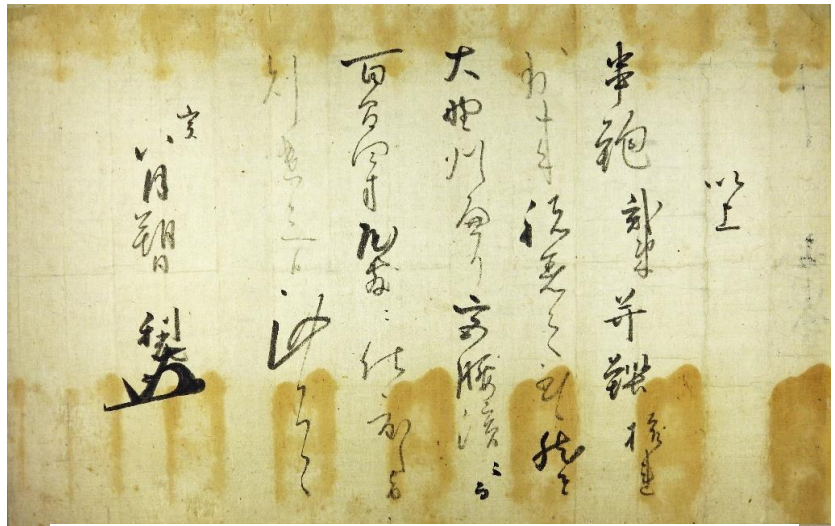
浜屋文庫には森田武兵衛・四郎左衛門の代の史料が残っています。最も古いのは慶長19年(1614)の書状(49.11-1)で、藩主利常から武兵衛に宛てたものです。大野川縁の宮腰浜に百間四方の地面を遣わすことが記され、藩から海運に伴う舟や荷物置き場として使用を認められたものと考えられます。四郎左衛門宛には元和7年(1621)に利常から舟役免許状(49.11-2)が出されています。

四郎左衛門宛には藩主利常からその他2通の書状があり、浜屋には計4通の利常の「御判之物」(藩主花押入りの書状)・「御印之物」(藩主御印の書状)があります。天明5年(1785)、前藩主10代重教からその所持について「御尋」があり、由緒と共に書き上げています。

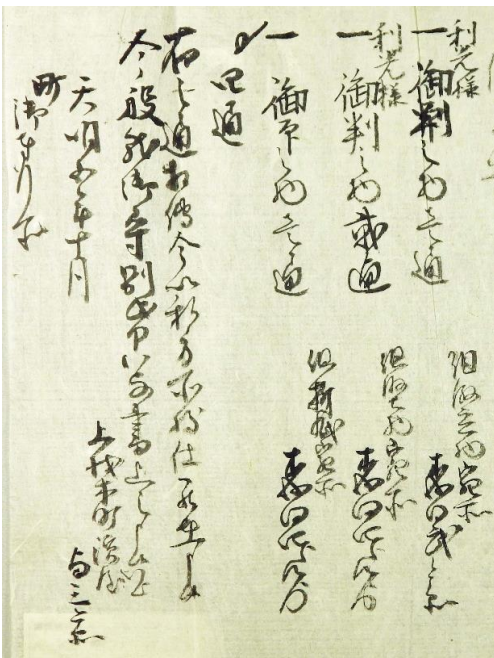
なお、延宝2年(1674)三階村源五宛の前田綱紀田地宛行状(49.11-5)は天明5年の御尋には含まれていませんので、それ以降何らかの経緯で浜屋に入ったものと考えられます。



「続漸得雑記」(16.05-6②)



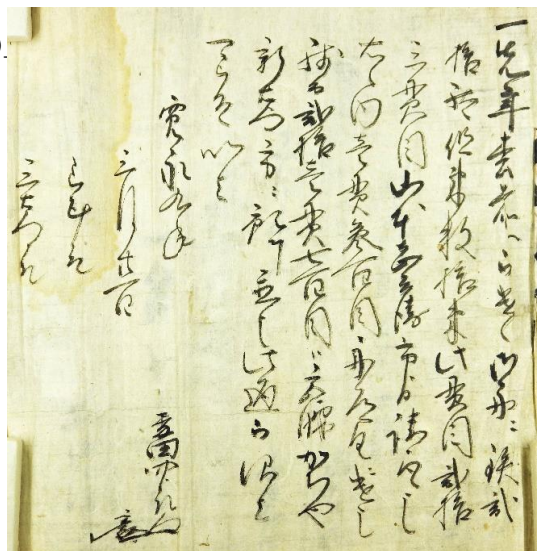
「前田利常書状(串鮑・鯉到来礼状及び屋敷遣に付)」(49.11-1)  
(端裏書)「森田武兵衛殿 筑」



「中將様御尋に付所持御書・由緒答書および経緯書等」(49.31-1①)



「前田利常免許状(舟役免許状)」(49.11-2)



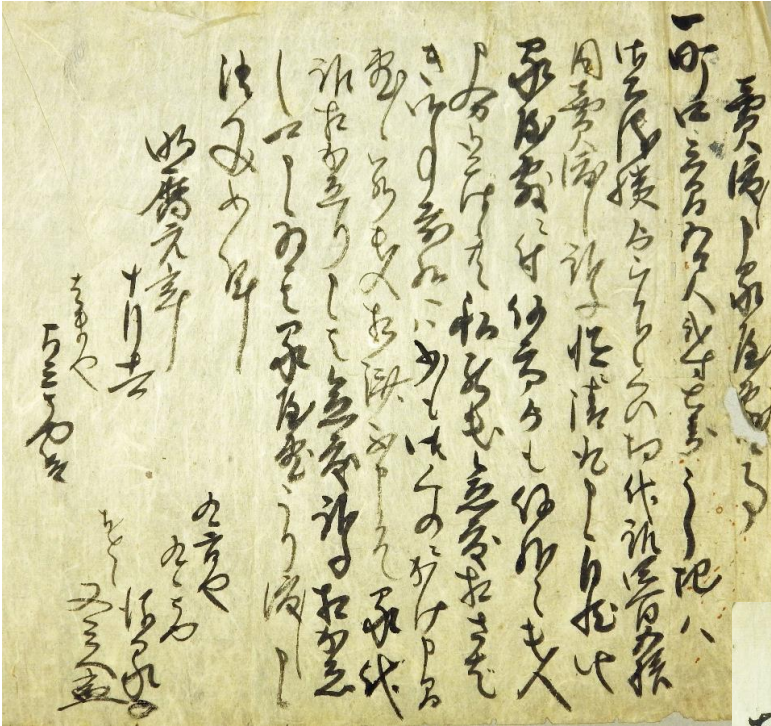
「御用舟関係綴」(49.12-1)

右の史料は、四郎左衛門の時の御用舟関係文書綴りの一枚目です。宛所「主計・三右衛門」は、宮腰町年寄中山主計とその一類の中山三右衛門です。「中山一衛先祖由緒帳」(『旧宮腰町々年寄役 中山家文書目録』昭和60年)の14世祖父の記載に、元和年中に福島正則転封等により、加賀の商人船が敦賀・若狭で滞留してしまい、その解消の「船奉行」に森田四郎左衛門と中山主計が任されたことが記されています。

金沢の浜屋

由緒書等によると、3代道休が寛永年中に金沢材木町に引越し、屋号を「浜屋」とし麦商売を営んだとされます。「御用舟関係綴」では寛永16年(1639)の史料があることから、その頃までは宮腰に居住、その後金沢へ移ったこととなります。また、すぐに材木町に居住したかについても明確ではありません。浜屋与三右衛門は明暦元年(1655)に家屋敷を購入しています。この家屋敷について「材木町」との記載はありませんが、史料には「この地ハ御公儀様より被下候」とあることから、本町と考えられ、材木町も本町なので可能性はあります。ところで、この与三右衛門は浜屋の由緒書等の歴代にはない通称名であることから、道休の通称名が与三右衛門であったと考えられます。

なお、浜屋文庫の中で確実に材木町居住が確認できる年代の古い史料は、「借用証文等綴」の享保4年(1719)正月の借用証文で、その宛所には「上材木町浜屋市兵衛」と記されています。



「家屋敷売渡証文」(49.33-1)

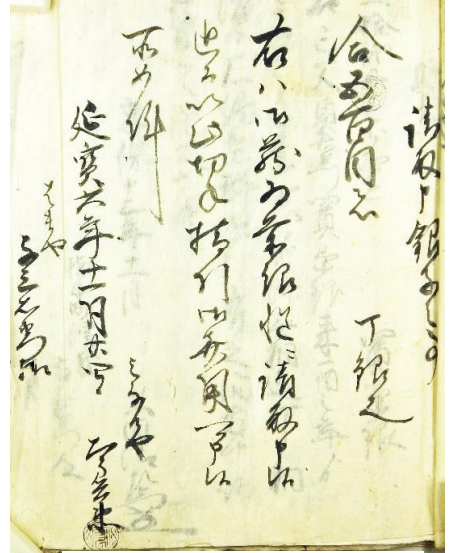
浜屋道休(与三右衛門)が、金沢で麦商売を営んだとされていますが、それに関する史料はありません。明治期には「森田家ハ従来質商并餅菓子営業候」「隠居再相続并家名再興願」49.33-9①と記しています。

近世前中期の商売関係の史料には「借用証文等綴」があり、延宝期から確認できます。

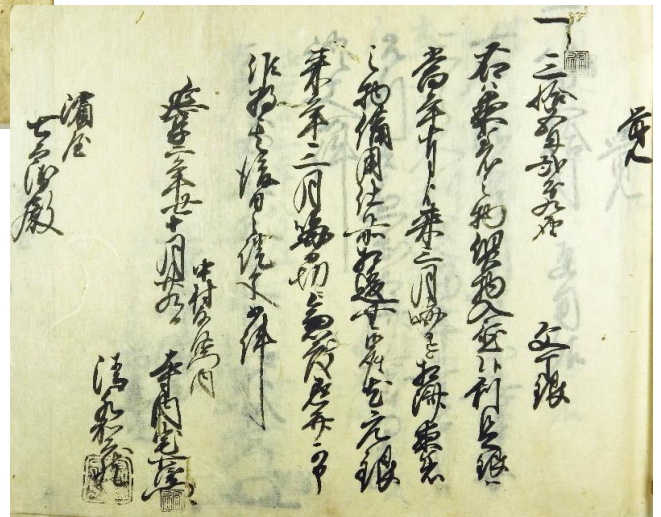
⑤は延宝6年(1678)の証文です。「御蔵為前銀」を浜屋から受取、「切手指引御算用」することを記していることから蔵米切手を質に入れて借銀しています。⑩は延享2年(1745)の証文です。中村与左衛門家(小将町 650石)が夜着を質入しています。⑮は質物は確認できませんが、八坂の鶴林寺が浜屋から借銀しています。

近世前中期の借用証文が多く残っていることから、浜屋は宮腰で得た財力を基に質商売(金融業)を営んでいたと考えられます。

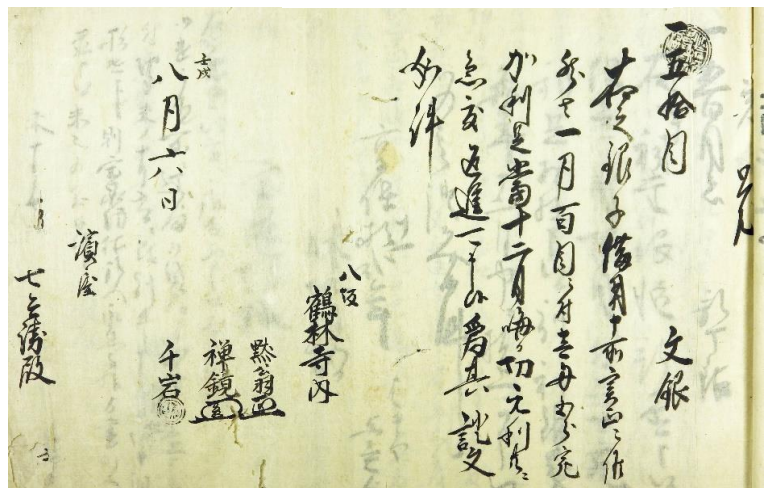
「借用証文等綴」(49.41-1⑮)



「借用証文等綴」(49.41-1⑤)



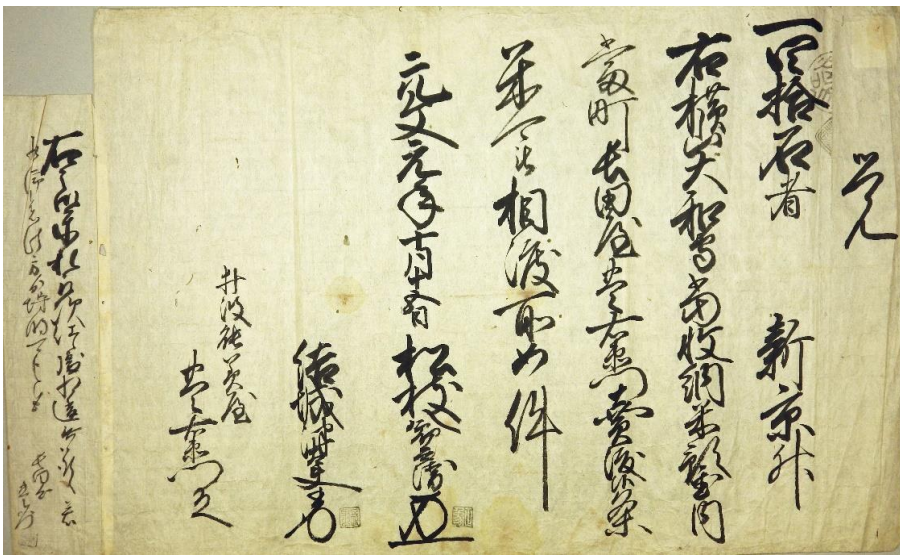
「借用証文等綴」(49.41-1⑩)



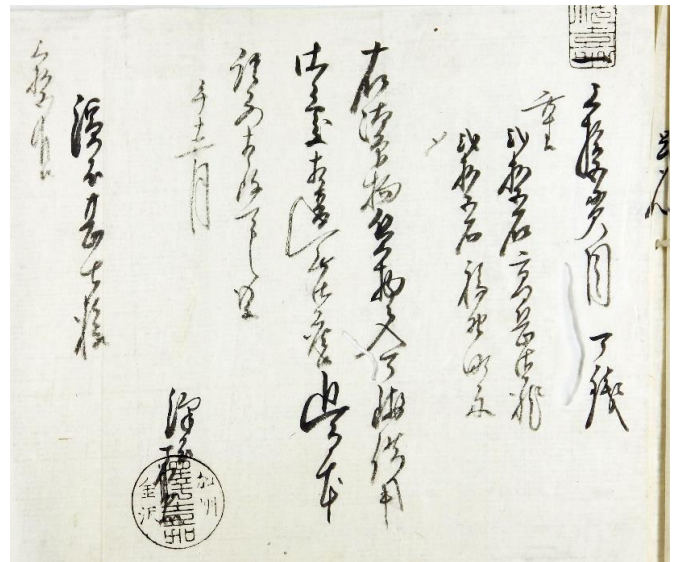
「借用証文等綴」(49.41-1⑮)

収納米と御蔵米の質入

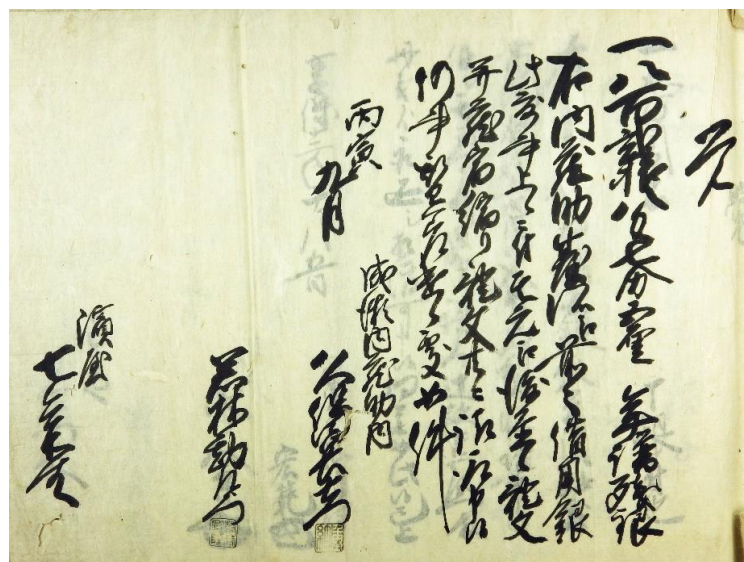
左の史料は、横山大和守(貴林 3万石)の収納米の払米切手です。砺波郡井波の蔵宿(能美屋豊右衛門)に預けてある収納米の内40石を金沢の長田屋豊右衛門(米仲買)に売り渡すことを指示しています。長田屋は米市場でこの払米切手を売買し、横山家にはその代金が入りますが、この切手は競り落とした者からさらなる売買や借銀の質入れ等を経て浜屋に質入れされ遣ったものと考えられます。



「横山大和守収納米払切手」(49.41-2)



「銀子等借用証文および質物入替状等綴」(49.41-23)



「借用証文等綴」(49.41-17)

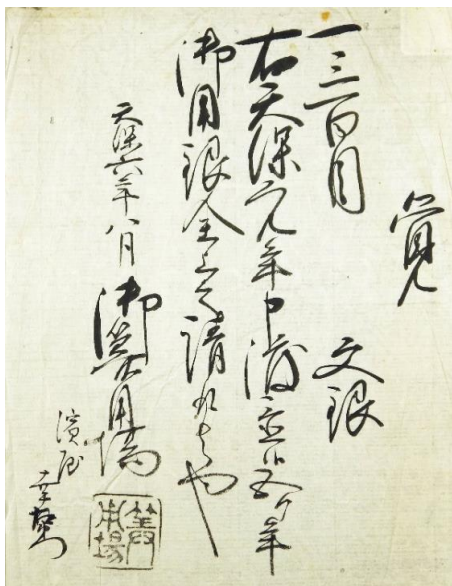
左上の史料は、丙寅(延享3年 1746)9月成瀬家(上材木町 8千石)のこれまでの借銀などを再計算し、改めて一通の借用証文に差替えたものです。そのためこれまでの証文等を受け取りますが、文中に「蔵宿縮り証文共ニ」とあることから収納米を蔵宿から米市場(米仲買)経由ではなく、蔵宿から直接引米切手を浜屋に質入していることが窺えます。

右上は、「御印物」を沢屋嘉兵衛が浜屋に質入れした時の証文です。御蔵米(藩米)は御蔵米切手で米市場で取引されますが、その御蔵米切手に算用場印があることから米市場関係では「御印物」と呼ばれています。

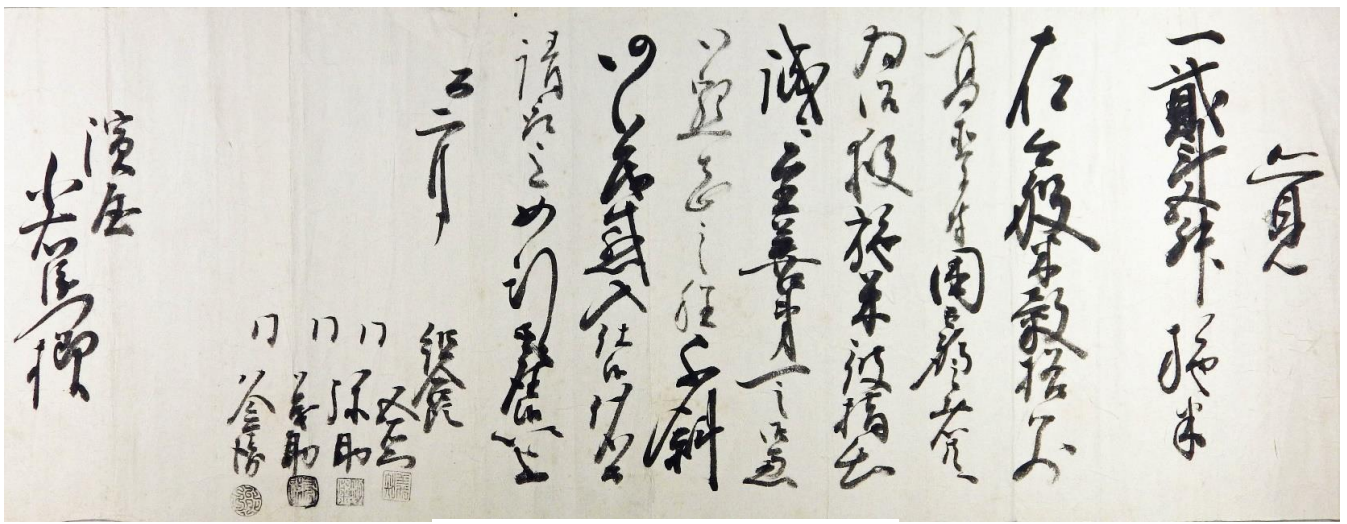
沢屋嘉兵衛は米市場で取引する米仲買ではなく、米仲買に資金を融通する銀仲(ぎんずわい)です。銀仲は米仲買から得た御蔵米切手を質入れ等をして資金を調達します。銀仲沢屋と質屋浜屋の間では「御印物」(質物)の入替も行われています。

富裕町人 浜屋

浜屋は質屋としての金融業の成功により富裕町人であったといえます。そのため藩が町人から収納する上納銀を納めています。文政13年(1830)3月藩は当年から「五カ年御調達銀」の上納を命じました。浜屋は文政13年から5カ年毎年銀60目、合計300目を上納しました。左の史料は、天保6年(1835)に算用場から出された5年分の領収書です。

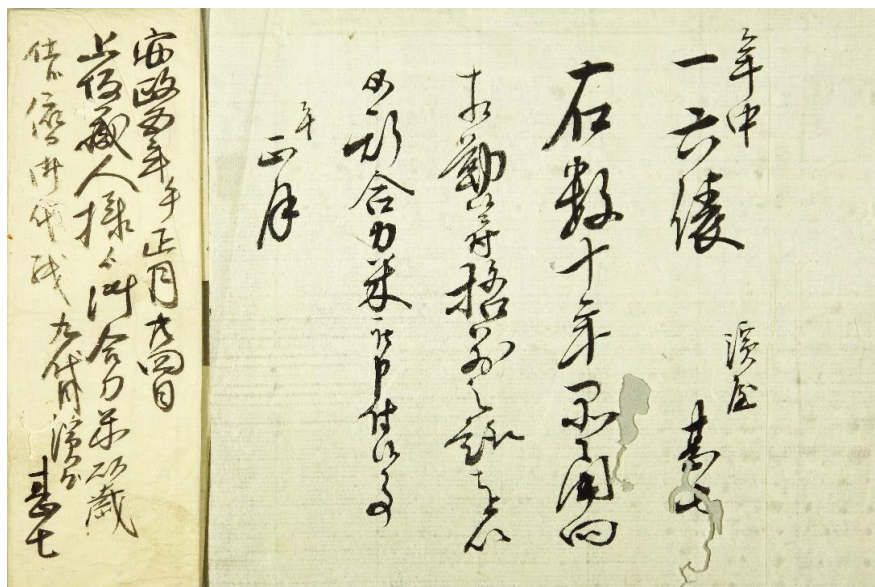


「五カ年御用銀請取状」(49.21-86)



「施米請取状」(49.21-10)

この史料は、米価高騰により困窮者の「御救」として浜屋小右衛門が米2斗5升の施米をしたときの受取状です。これも浜屋が富裕町人であったことを示しています。



「上坂蔵人様より合力米に付一件」(49.41-13)

安政5年(1858)、浜屋甚七は上坂蔵人(田町 3千石)から「数十年品々用向相勤候ニ付」を理由に年間6俵の合力米を受けることになりました。浜屋は町人で、武士ではありませんので扶持米ではなく合力米で上坂家に町人として仕えることになります。

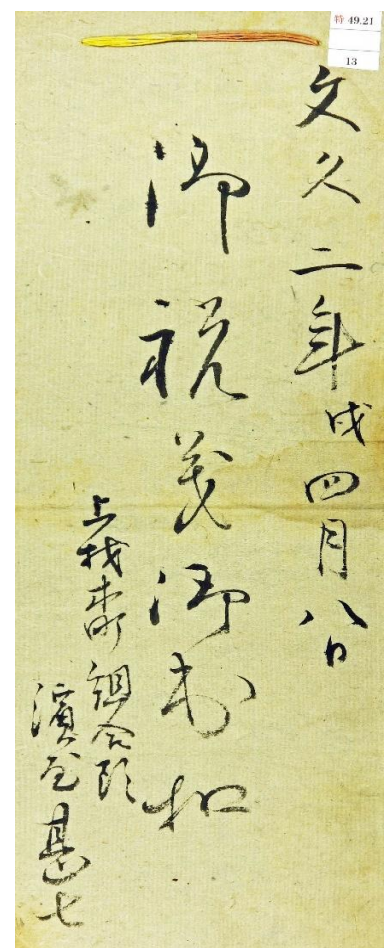
「品々用向」の内容は明確ではありませんが、慶応4年(1868)6月上坂景充は能州所口在住役を命ぜられ、勤めとして所口へ引越すことになりました。そのときの諸費用の出納に浜屋が関わった事が「上坂蔵人所口在住に付往復旅費綴」(49.41-15)等で確認できます。商人としての能力が買われ、大身の藩士の台所にまで入り込んでいることが窺われます。

なお、上坂家は田町、成瀬家は上材木町、中村与左衛門家は小将町、八坂の鶴林寺、いずれも上材木町の浜屋周辺に居住していた者です。

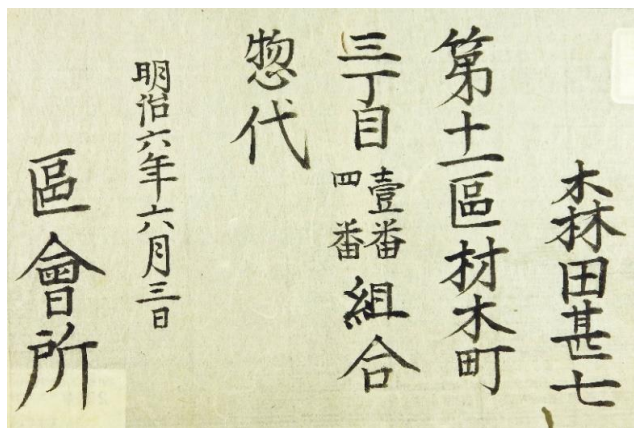
### 上材木町絵図

表紙の「上材木町絵図」は、金沢町絵図の一つです。文化8年(1811)の金沢町絵図の作成は金沢町奉行の命により、町肝煎・組合頭が担当し作成・提出し町会所に保管されました。そして絵図に対応し、商売まで記された「金沢町名帳」とセットの史料です。上材木町の町名帳はありますが、町絵図はこれまで確認されていませんでした。

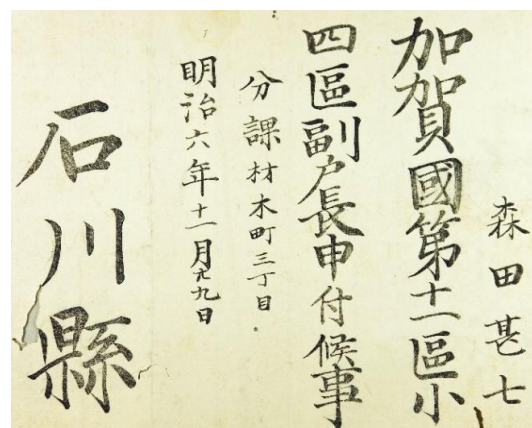
町名帳と当町絵図を対照すると、屋号・名前ともほとんどが一致していますので、文化8年の内容の絵図であることは間違いありません。しかし正式な町絵図では肝煎や組合頭の情報が記されていますが、当絵図には記されていません。また、範囲としても描かれていないと考えられる地域があります。また、「浜屋小右衛門」の箇所には朱丸が附せられていることから、浜屋が写したものと考えられます。



「御祝儀御出控帳および組合頭入払覚書」(49.21-13)



「材木町三丁目一番・四番組合惣代任命状」(49.21-26)



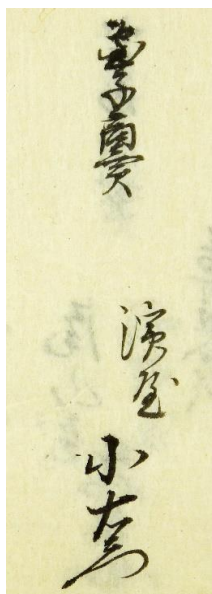
「第十一区小四区副戸長申付状」(49.21-27)

### 町役人 浜屋(森田)甚七

町絵図を写して遺す意図は浜屋甚七が組合頭になったことが一つの契機かもしれません。組合頭関係の史料は少ないですが、左の史料(前頁)は文久2年(1862)甚七が上材木町の組合頭に就任したときの祝儀や祝返し、組合頭としての入用銀等を記したものです。また、明治元年(1868)には藩から竹沢御殿御庭方御用(「竹沢御殿御庭方御用祝義控帳」49.12-3)を命ぜられています。

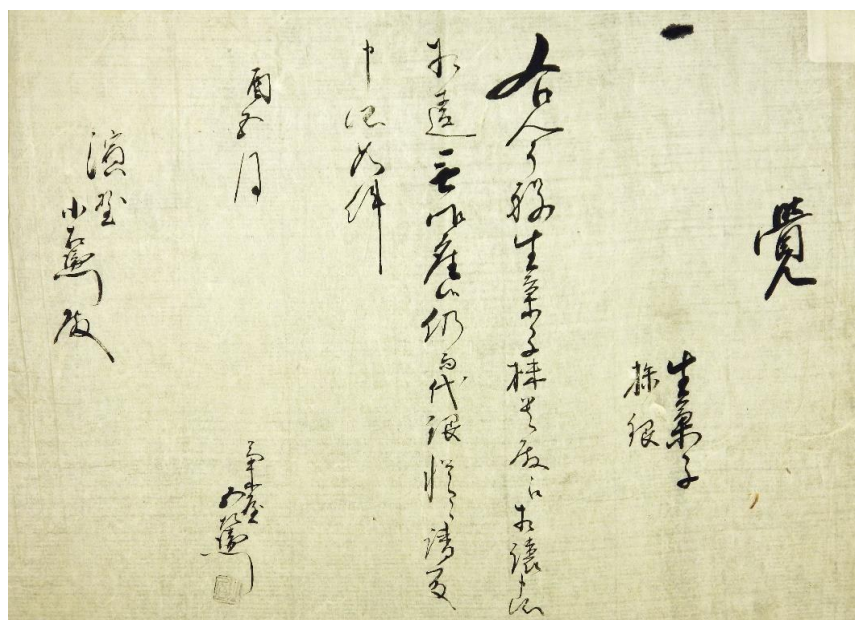
その後甚七は、明治6年6月、材木町三丁目一・四番組合惣代となり、同年11月には加賀国第十一区小四区副戸長となります。材木町周辺は、明治3年閏10月の区制では下南郷に含まれ、明治4年8月では金沢第四区となり、明治5年1月制定の区制で加賀国第十一区となります。第十一区の小区は一～四区に別けられ、小四区は15町からなり、材木町は3丁目のみですが、その他尻垂坂通、小将町、賢坂辻通、横山町、浅野川上川除町などが含まれます(『稿本金沢市史』市街編第二)。

森田甚七は15町内の副戸長に任命されるほどの有力者であったことが窺えます。



「上材木町名帳」

(「金沢町絵図名帳」090-1034④)

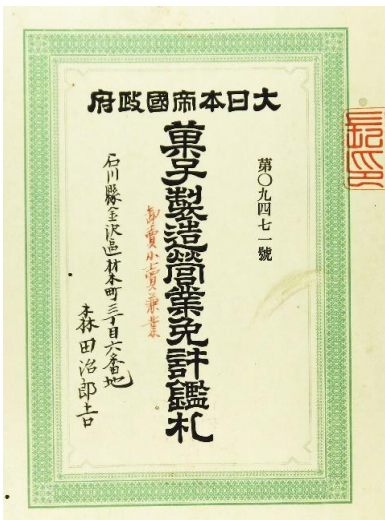


「生菓子株譲渡状および株代銀請取状」(49.42-1①)

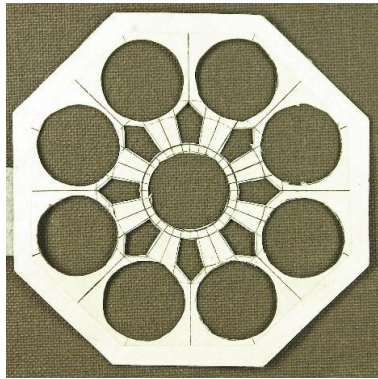
### 菓子業

浜屋文庫では近世の菓子業関係史料は少なく、多くは明治以降です。文化8年(1811)の町名帳には「団子商売 浜屋小右衛門」とあります。その小右衛門は酉年5月菊屋五左衛門から銀2貫600目で生菓子株を買い取っています。生菓子商売株は天保9年(1838)3月には「無株商売」(『金沢市史』資料編7)になっていますので、この史料の酉年は天保8年酉年以前になります。また、生菓子株購入後に「団子商売」と記す必要はないので文化8年以降であると考えられます。一方、生菓子商の菊屋を商売番付で確認すると、元治2年(1865)の「商家蕃昌宝の入船」(石川県立歴史博物館蔵)では「同(浅ノ川) 菊屋生菓子」、明治初年の「東西繁栄鏡」(金沢くらしの博物館蔵)では「モリ下町 菊ヤ生菓子」が確認できます。

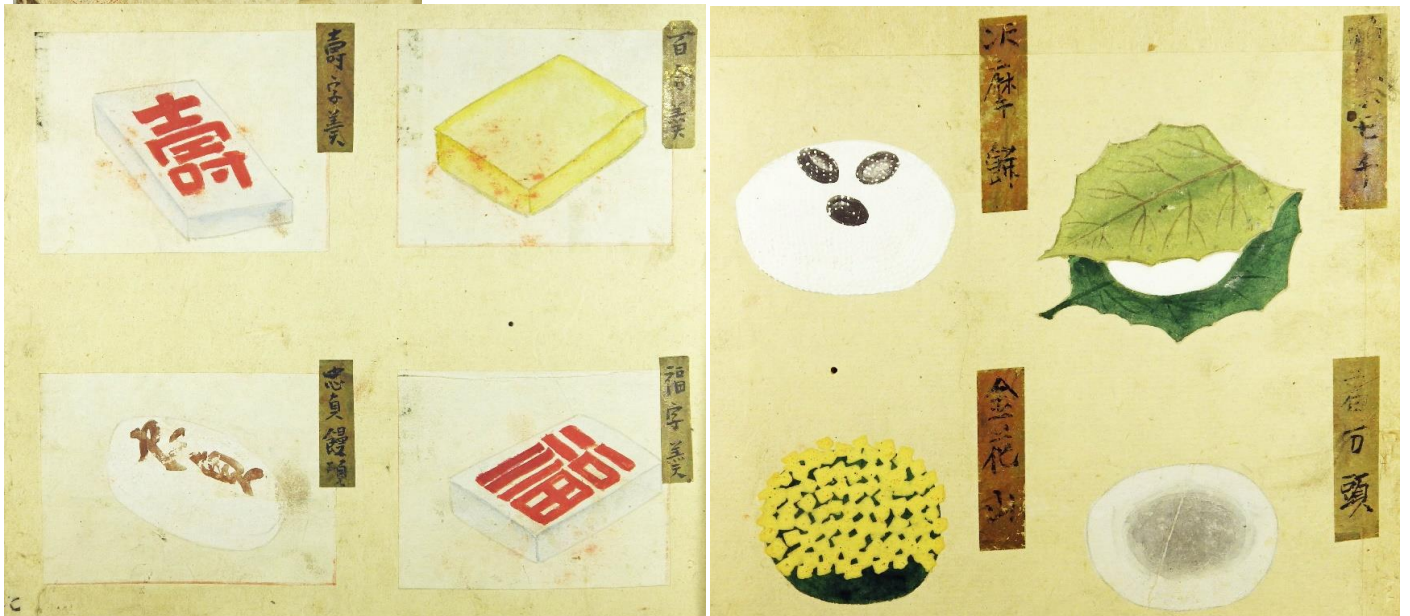
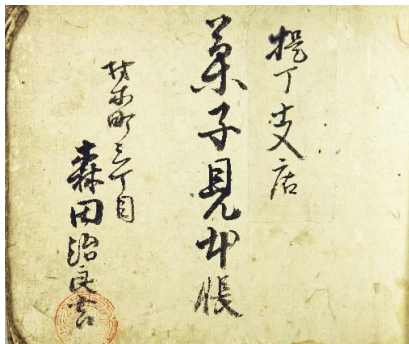
明治10年代以降大正期までは菓子業関係史料が多くあります。明治13年には新たに店を開き、時期は不明ですが堤町に支店も出しています。特に明治13～17年頃の「菓子仕立」や「菓子法」など菓子の製造に関する史料がまとまっています。



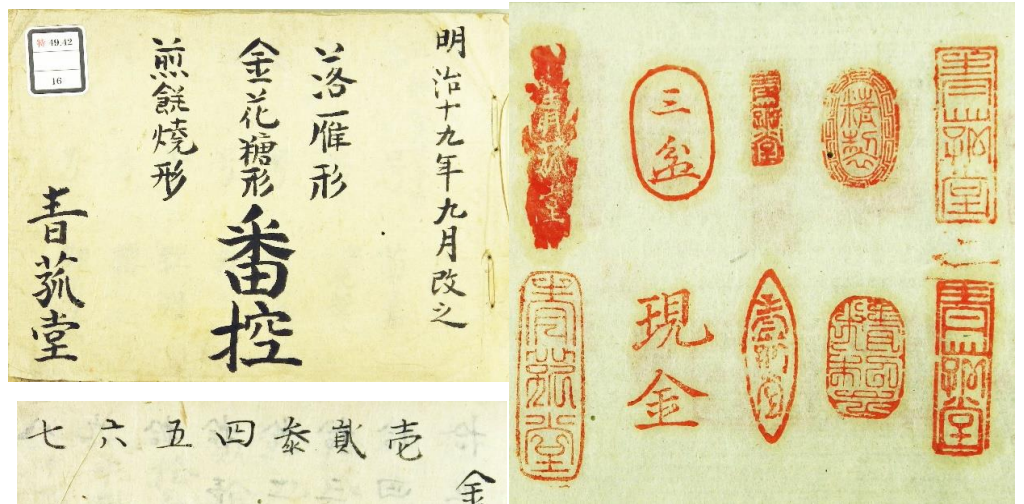
「大日本帝国政府營業免許鑑札」  
(49.42-13③)



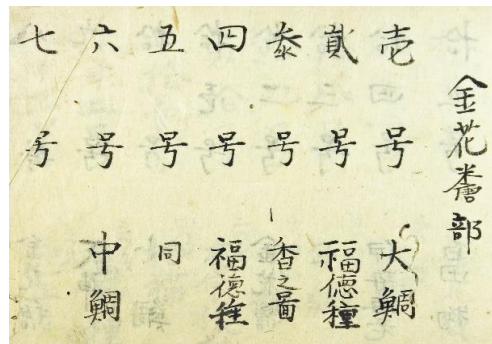
「登録商標紋形」(49.42-18)



「堤丁支店御菓子見本帳」(49.42-12)



「落雁・金花糖・煎餅形番控  
および各種印鑑」(49.42-16)



明治18年(1885)には菓子製造・小売・卸売の営業鑑札や菓子仕入鑑札の許可や、菓子営業許可を得ています。また、翌19年には餅小売の営業品目増加を届けています。

店名については「青菰堂」ですが、丸の内「濱」の字もあるように「浜屋」の屋号も使っています。各種印鑑(49.42-16)の中の店の所在地表記は材木町3丁目他に「賢坂辻」や「剣崎辻」が使われています。

また、明治27年には菓子箱の表紙や看板などに付ける商標を登録(「商標登録一件」49.42-17)しています。商標は「金箔ニテ剣九星」で、その紋形も遺っています。

製造した菓子は、明治11年金沢勸業博物館に、明治15年には石川県勸業博物館に出品しています。明治39年には凱旋記念内国生産品博覧会に、明治41年には第一回東海物産品評会にも出品し、表彰(49.42-27・28)もされています。